

パブリック・コメント

町民の皆さんのご意見を募集しています。

町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(案)の制定について

町では、町税等(町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、たばこ税、入湯税)を滞納し、納税について誠実性を欠く者に対して行政サービス等の制限措置を講じ、納税の公平性を確保するとともに町税等の徴収に対する町民の信頼を確保するため、本条例の制定を予定しています。

大山町国民健康保険税条例の一部改正(案)(納期の変更)について

現在、国民健康保険税の納期は年4回となっていますが、1回の負担が多いため、負担軽減を図るうえで8回としたいと考えています。

多くの町民の方の声を聞き、条例案を作成していきたいと考えていますので、ご意見をお寄せください。

【資料の閲覧できる場所】

- (1) 大山町役場行政ホームページ
<http://www.daisen.jp/>
- (2) 役場本庁 税務課
- (3) 役場各支所 総合窓口課
- (4) 中山公民館・名和公民館・大山公民館
所子分館
- (5) 町立図書館
- (6) 保健福祉センターなわ

【意見の募集期間】

平成25年10月3日(木)～10月30日(水)

住所、氏名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)と本件へのご意見をご記入のうえ、いずれかの方法で提出してください。

【意見の提出方法および提出先】

- (1) 郵送 〒689-3211 大山町御来屋328
大山町役場 税務課
- (2) FAX 0859-54-2702
- (3) E-mail zeimu@daisen.jp
- (4) 直接持参 大山町役場税務課または、
各支所総合窓口課

※電話によるご意見の提出には応じかねます。
あらかじめご了承ください。



◆問い合わせ先

税務課 ☎ 0859 - 54 - 5208

取引などに使用する計量器は、計量法により2年に1度、県が行う検査を受けなければなりません。また、次に該当する事業者は観光商工課へ、ご連絡ください。

※「はかり」を新しく購入された事業者

※「はかり」を廃棄された事業者、または使用されなくなった事業者

◆問い合わせ先
観光商工課
☎ 0859・53・3110

平成25年度特定計量器定期検査が次の3会場で行われます。

- 10月3日(木) 13時～15時
中山農村環境改善センター
- 10月7日(月) 13時～15時
名和公民館
- 10月11日(金) 13時～15時
大山公民館

計量器検査のお知らせ

お知らせ